

国立大学法人九州大学における随意契約公表の基準等について

平成25年 4月 1日
総 長 裁 定

この取扱いは、本学における支出の原因となる随意契約の公表に必要な事項について定めるものとする。

1 契約内容の公表

国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号）第39条第1項第1号から第6号までの規定により締結した随意契約のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、当該契約内容を本学のホームページ上で公表するものとする。

ただし、国立大学法人九州大学政府調達事務取扱規程（平成16年度九大会規第5号）の適用を受けるもの、本学の行為を秘密にする必要があるもの及び科学研究費補助金等の経理の委任を受けて契約を行うものを除く。

- (1) 予定価格が1,000万円を超える工事をさせるもの
- (2) 予定価格が500万円を超える製造をさせるもの
- (3) 予定価格が500万円を超える物件を買い入れるもの
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超える物件を借り入れるもの
- (5) 予定価格が500万円を超える役務の請負をさせるもの
- (6) 前各号に掲げる以外の契約で予定価格が500万円を超えるもの

2 公表の時期及び方法

- (1) 公表の対象とした随意契約は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表するものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約（4月から開始される物品の単価契約、継続的又は反復的に給付を求める契約を3月以前に締結した場合にあっては、当該契約を含む。）については、93日以内とする。
- (2) 前項の公表は少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

3 公表の内容

公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約に係る件名及び数量
- (2) 本学の契約者の職名並びに氏名
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由
- (7) その他必要な事項

4 その他

- (1) この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。
- (2) 国立大学法人九州大学における随意契約公表の基準等について（平成21年9月18日経理責任者裁定）は、廃止する。